

平成 29 年度第 2 回国立大学法人富山大学医療安全
管理業務監査結果報告書要約

国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査委員会規則に基づき、監査を実施しましたので、以下の通り報告します。

1. 監査方法

医療法施行規則第 9 条の 2 3 の 9 号に準じ、国立大学法人富山大学附属病院の医療安全管理業務について、管理者及び医療安全業務関係者等から、説明聴取、資料閲覧の方法により報告を求め、医療に係る安全管理について監査を実施しました。

2. 監査結果

①特定機能病院の承認要件への対応状況等について

- 1) 医療安全管理部内の人員が適切に配置されている。
- 2) すべての死亡症例を医療安全部門に報告する仕組みが構築されている。
- 3) インフォームドコンセントの責任者が規定されている。
- 4) 診療録の管理責任者が規定され、診療録の質的監査を行い、その結果を医療安全管理部門に報告する手順が定められている。しかし、説明の実施に関わる質的監査については構築中とのことであり、早々の整備が期待される。
- 5) インシデント・医療事故発生時の報告手順および検討する会議が定められていた。しかし、インシデントの報告範囲の周知が不十分であり、今後、全職員への周知が期待される、
- 6) 部門ミーティングは毎週、部署安全管理者を含む検討会が 2 週間毎、病院長を含む医療安全管理委員会が毎月 1 回開催されている。
- 7) 特に重要と思われる課題についてワイキンググループが設置され、必要な検討が行われている。
- 8) 研究倫理審査委員会や倫理委員会などが多学部の委員で構成され、開催されている。しかし、医療上の臨床倫理を審査する委員会、あるいは禁忌・適応外に該当する医薬品使用の妥当性等を検討する委員会が設置されていないため、早々の設置を検討されたい。

平成 30 年 3 月 31 日

国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査委員会

委員長 小坂 健夫

(金沢医科大学医療安全部長)